

平成30年11月7日

首都圏における木材利用促進に向けた取組について

川崎市長 福田 紀彦

我が国の森林は、人工林を中心に、資源として本格的な利用期を迎えているが、主伐期の人工林の成長量と比較して、主伐による丸太の供給量は4割以下の水準となっており、利用可能な森林資源は年々増加している。また、平成22年に公共建築物等木材利用促進法が施行され、公共建築物の木材利用が促進されているものの、公共建築物の木造率は10%前後にとどまっている状況にある。

このような中、パリ協定における温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を目的とした森林整備等の財源として、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設が決まり、平成31年度から譲与が開始されることとなっており、森林が少ない都市部においては、木材利用の促進や普及啓発等にこれまで以上に取り組むことが求められ、現在の取組を継続するだけでなく、更なる展開が必要となっている。

木材利用の促進に向けた取組は、地球温暖化防止や循環型社会の形成などに直結する広域的な共通課題であり、また、高い消費ポテンシャルを有する首都圏において効果的に推進することが、我が国全体の木材利用の促進を図るために必要不可欠であることなどから、下記について、九都県市共同による研究を提案する。

【検討課題】

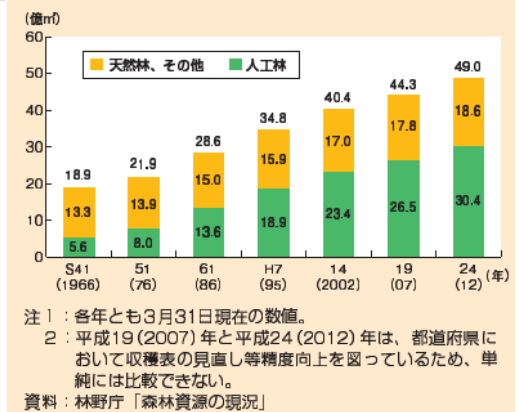
首都圏における木材利用の促進に向けた取組の検討について

1 木材利用の現状

- 我が国の森林は、終戦直後と高度成長期の伐採の跡地に植えられた人工林を中心に蓄積が増加し、資源として本格的な利用期を迎えている。

◇森林資源量の推移

- ・日本の人工林の半数以上が、一般的な主伐期である10 齢級以上と本格的な利用期を迎えており、**2020 年時点には、10 齢級以上の主伐期を迎える人工林は約 7 割と見込まれる。**
- ・主伐期の人工林の成長量と比較して、主伐による丸太の供給量は4 割以下の水準となっており、**利用可能な森林資源は年々増加している。**

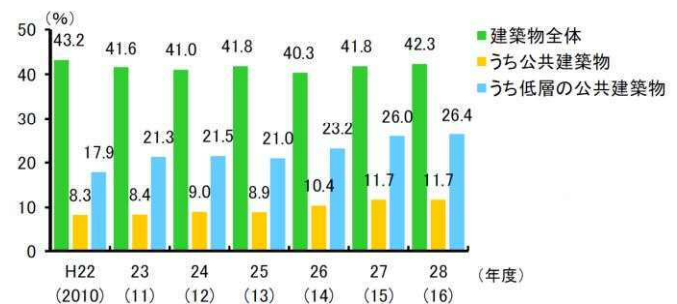


資料: 林野庁「平成 29 年度森林・林業白書」

- 平成 22 年に施行された公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、公共建築物の木材利用が促進されているものの、公共建築物の木造率は10%前後にとどまっている。

◇建築物全体と公共建築物の木造率の推移

⇒建築物全体の木造率が40%以上で推移しているのに対して、公共建築物の木造率は、平成 28 年度時点で**11.7%**にとどまっている。



資料: 林野庁プレスリリース「平成 28 年度の公共建築物の木造率について」
(平成 30 (2018) 年 3 月 29 日)

〔木材利用の促進に関する国の動向について〕

◇公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律[平成 22 年 10 月施行]

- ・木材利用による林業の持続的かつ健全な発展と森林の適正な整備、木材の自給率の向上に寄与するために、基本方針を策定し、国が率先して木材を利用。
- ・都道府県及び市町村においても、国等の方針に即して方針を策定し、木材利用を促進。

◇森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設[平成 31 年度譲与開始]

目的: パリ協定における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

用途: 間伐や人材育成・担い手の確保、**木材利用促進や普及啓発等**に充てなければならない。用途については、**公表**することが義務付けられる。

譲与基準: 市町村 (9 割※) と都道府県 (1 割※) で配分し、各市町村に私有林人工林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、**人口 (3/10)** で按分。

※譲与開始時は市町村 8 割、都道府県 2 割

2 木材利用促進に向けた取組について

●川崎市における取組

公共建築物への木材利用促進

- ◆「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を平成 26 年度に策定し、木材利用量目標を定めるなど、積極的に木材利用を促進。

小杉小学校：0.0155 m³/m²使用(目標の 1.5 倍)



民間建築物への木材利用促進

- ◆川崎市木材利用促進フォーラムを設置(平成 27 年度)し、会議開催や現地視察、技術検討等の取組を実施。その他、国の交付金を活用し、木材利用促進に関する事業を推進。

地方との連携

- ◆平成 26 年 11 月に木材利用を中心とした基本協定を宮崎県と締結。林産県の技術力等と都市部の消費ポテンシャル等を活かした連携・協力を行う。秋田県、愛媛県、浜松市等とも視察、情報共有等で連携。

宮崎県との協定締結



木材利用の促進に向けた取組は、

- 地球温暖化防止や循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養などに直結する、広域的な共通課題であること
 - 特に高い消費ポテンシャルを有する首都圏において効果的に推進することが、我が国全体の木材利用の促進を図るために必要不可欠であること
- などの理由から、九都県市共同による研究を提案する。

3 九都県市共同研究

- (1) 木材利用の促進に向けた取組の現状・課題の共有
- (2) 森林環境譲与税（仮称）の創設を踏まえ、生産地と消費地との連携などの事例を調査研究し、首都圏における木材利用の促進策を検討
- (3) 必要に応じて九都県市での一体の取組を検討